

# 日上市立多賀中学校校友会会則

## 第一章 総則

第1条 本会は、日上市立多賀中学校校友会と称し、事務局を多賀中学校内におく。

第2条 本会は、会員相互の親睦と団結をはかり、併せて母校の健全なる発展に寄与することを目的とし、これに必要なことをおこなう。

## 第二章 組織及び構成

第3条 本会は、下記の会員をもって組織する。

- 1 正会員 多賀中学校の卒業生
- 2 準会員 多賀中学校に在学する生徒
- 3 客員 多賀中学校職員及び前職員
- 4 賛助会員
- 5 名誉会員

第4条 本会の連絡を密にし活動を盛んにするため、各年度卒業生を単位として学年同窓会をおく。なお、地域ごとに支部をおくことができる。

## 第三章 機関

第5条 本会に下記の機関をおく。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 常任理事会
- 4 理事会
- 5 学年同窓会
- 6 支部会

第6条 総会は、2年に1回定期的に開催し、会長が議長を務める。また役員が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。総会及び臨時総会は、出席者を以って成立し、議決は出席者の過半数とする。総会および臨時総会において討議する事項はおおむね次の通りとする。

- 1 会務の報告
- 2 役員選出の承認
- 3 会則の改廃
- 4 その他役員会及び理事会で必要と認めた事項

第7条 役員会は本会の執行機関であり、会長が必要と認めるとき、これを開くことができる。なお、役員会は、会長、副会長、事務局、書記、会計及び常任理事をもって構成される。

第8条 理事会は会長が必要と認めるとき、または、理事の3分の1の要請があるときは、臨時にこれを開かなければならない。

第9条 学年同窓会及び支部会は、それぞれの会則により、これを開くことができる。

## 第四章 役員

第10条 本会に下記の役員をおく。

### 1 常任理事会において選出する役員

- (イ) 会長 1名 本会を総括し、これを代表する。
- (ロ) 副会長 5名 会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (ハ) 事務局 4名 (内事務局長1・内1名は学校側)

総会、役員会、理事会または、行事の執行に関与し、諸種の記録通信その他の資料、本会の財産を管理する。

- (ニ) 書記 2名 総会、役員会、理事会または各行事の記録をとりこれを保管する。
- (ホ) 会計 2名 本会の会計事務を処理する。
- (ヘ) 監事 3名 本会の会計及び会運営を監理する。

2 会長の指名により選出する役員

- (イ) 常任理事 若干名 理事の中から会長が指名する。
- (ロ) 理事 各学年1名 学年同窓会（支部）ごとに理事1名を原則として選出し、運営にあたる。理事不在等の学年は、会長の指名により1名追加することができる。未組織の学年同窓会（支部）においては、世話人代表とする。

- (ハ) 顧問 若干名
- (ニ) 参与 若干名
- (ホ) 相談役 若干名

3 各学年同窓会（支部会）において選出する役員

- (イ) 会長 1名（支部長） 学年同窓会（支部）を総括し、これを代表する。
- (ロ) 副会長 2名（副支部長） 会長を補佐し、会長（支部長）に事故があるときは、これを代行する。
- (ハ) 幹事 若干名 本会の常務をおこなう。
- (ニ) その他学年同窓会（支部）において必要と認める役員。

第11条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。但し役員に欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残存期間とする。

## 第五章 会計

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入による。

第13条 会費は終身会費として金1,000円を正会員入会時に納めるものとする。

第14条 会計決算報告は監事の監査を経て役員会に報告し、理事会の承認を得る。

第15条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第六章 付則

第16条 本会は下記の帳簿を備え付ける。

- 1 会員名簿 2 記録簿 3 会計簿 4 備品台帳 5 その他必要な帳簿

第17条 本会運営についての細則は理事会において別に定める。

第18条 本会則は、昭和55年3月8日より実施される。

- ・本会則は、昭和62年5月24日一部改正実施する。
- ・本会則は、平成8年11月16日一部改正実施する。
- ・本会則は、平成9年5月28日一部改正実施する。
- ・本会則は、平成12年12月2日一部改正実施する
- ・本会則は、平成21年7月5日一部改正実施する。

### <細則>

1. 顧問、参与、および相談役は、役員経験者とする。